

地域包括支援センター三島指定介護予防支援等事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、三島市が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の指定介護予防支援及び同法第115条の45第1項第1号ニの第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、事業の運営に関し必要な事項を定め、もってセンターの保健師その他の事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援を提供することを目的とする。

(事業の実施主体及び実施場所)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 地域包括支援センター三島

(2) 所在地 三島市北田町4番47号

(運営の方針)

第3条 センターは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行う。

2 センターは、担当職員を置き、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切なサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行う。担当職員は、利用申込者から介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成を依頼されたときは、適切なケアプランを作成するとともに、事後の経過観察を行い、必要な助言を行う。

3 センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に事業を行う。

4 センターは、事業の運営に当たっては、サービス事業者、保健医療福祉に関する各種相談機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者との密接な連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 常勤1人

従業者及び業務の管理を一元的に行う。

なお、管理者は、次号の担当職員を兼務することができる。

(2) 担当職員 1人以上

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他事業に関する知識を有する職員は、事業の実施に当たる。

(3) その他事務職員等 必要に応じて配置

事業に必要な事務を行う。

(休業日及び受付時間)

第5条 事業の休業日は、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）に定めるとおりとする。

2 事業の受付時間は、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三島市規則第11号）に定めるとおりとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 利用申込者は、センターにケアプランの作成を依頼するときは、介護保険被保険者証を提示し、申し込むものとする。

- 2 担当職員は、前項の依頼を受けたときは、相談等により利用者の状態を十分把握した上で、当該状態に応じた適切なケアプランの原案を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 3 担当職員は、ケアプランを作成した後において、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、利用者の居宅を訪問し、及び利用者に面接して、経過の適切な把握に努めるものとする。

(利用料)

第7条 事業の利用料は、無料とする。

(事業の委託)

第8条 センターは、事業の一部を、事業の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

圏域名	担当地域（町名）
三島南地区	加屋町、清住町、三好町、西本町、緑町、南町、南本町、北田町、中田町、南田町、富田町、東本町1丁目、東本町2丁目、南二日町、東町、藤代町、新谷、玉川、平田、中（東藤代町）、青木（東藤代町）

(虐待の防止のための措置)

第10条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を担当職員に周知徹底すること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第11条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果を担当職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 この規程に定めるもののほか運営に関する重要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。